

## 第4回 富士河口湖町宿泊税検討委員会 議事録

日時：2026年1月15日（木）13:30-15:30

場所：富士河口湖町役場 コンベンションホール

参加委員・欠席委員：下記の表のとおり

(50音順・敬称略)

委員名	所属
梅川 智也	國學院大學 観光まちづくり学部 教授
大野 章	勝山観光協会 会長
九川 修	本栖湖観光協会 会長
外川 和久	河口湖温泉旅館協同組合 理事長
外川 凱昭	河口湖観光協会 会長
堀内 治郎	大石観光協会 会長
堀内 貴丈	(一社)富士河口湖町観光連盟 理事長
渡辺 信三	小立観光協会 会長
渡辺 正子	副町長
渡辺 安司	西湖観光協会 会長
渡辺 良次	精進湖観光協会 会長

(欠席)

小佐野 国博	北河口湖観光協会 会長
宮下 昇	奥河口湖観光協会 会長

(オブザーバー)

氏名	所属
菅野 正洋	(公財)日本交通公社 観光研究部 上席主任研究員
工藤 亜稀	(公財)日本交通公社 観光研究部 研究員

(富士河口湖町事務局)

氏名	所属
古屋 昌浩	観光課長
渡辺 光夫	税務課長
三浦 貴洋	観光課 観光戦略係長
梶原 秀太	観光課 観光戦略係
井出 新二	税務課長補佐
山中 寛之	税務課長補佐

## 1. 開会

## 2. 町長あいさつ

以下、町長あいさつを要約

委員各位においては、これまで長期にわたり、本町の観光振興および財源の在り方について、真摯かつ精力的な議論を重ねていただいていることに、町を代表して心より感謝申し上げる。

現在、近隣の富士吉田市では宿泊税の導入に関し、住民の声を聞くパブリックコメントが実施されている。また、忍野村等においても導入に向けた検討が進められるなど、宿泊税をめぐる議論は全国的、かつ周辺自治体においても加速している状況にある。

当町においては、現在来年度の予算編成が佳境を迎えており、来年度予算では「観光立町推進基本計画」の見直しを予定しており、将来的に宿泊税が導入された際、宿泊事業者の協力を得てお預かりすることとなる財源を、いかに活用することが効果的であるか、長期的視点に立って検討していくこととなる。本検討委員会においては、これまで宿泊税導入の是非をはじめ、その必要性や制度の内容について、様々な立場から多くの意見を頂戴してきた。委員の率直な指摘や提案により、宿泊税の必要性や制度設計の基本的な考え方について、一定の整理が進んできたものと受け止めている。一方で、議論の過程で税率の設定や課税免除の考え方など、今後さらに検討を深めるべき課題も明らかとなった。これらは、本委員会で一定の方向性を調整した上で、町が責任を持って関係者と調整し、判断していくべきものと考えている。

町としては、本検討委員会については今年度内を一つの区切りとし、これまでの議論を「提言」として取りまとめていくことが望ましいと考えている。これは決して議論を打ち切る趣旨ではなく、委員から受けた貴重な意見を、次段階の制度設計や条例制定の検討に確実に引き継ぎ、より丁寧に具現化していくための節目と考える。

本日の委員会では、これまでの議論を総括し、町が今後進むべき方向性について、改めて委員各位の考えを伺いたい。限られた時間ではあるが、忌憚のない意見を賜るようお願いし、挨拶とする。

※渡辺町長は公務のため退席。

### 3. 議事

#### (1) 旅行者アンケート結果について

資料 2 を用いて（公財）日本交通公社より説明。

#### (2) 第 3 回検討委員会においてのご意見について

資料 3 を用いて（公財）日本交通公社より説明。

#### (3) これまでの検討委員会協議内容の整理

資料 4 を用いて（公財）日本交通公社より説明。

#### (4) 意見交換

・以下、各委員からの質問や意見交換の内容を記載。

(委員) 事務局案で概ね良いと思うが、修学旅行以外の学校行事を課税免除にしない理由について確認したい。

→ (観光課) 第 2 回の検討委員会でも議題に出たが、当町で行われる学生の合宿は、スポーツだけでなく音楽の合宿もあり、さらに小学生から大学生のサークルまでと、多種多様である。もし免税とするならば、税の公平性の観点からも、ルールを明確にする必要があるが、大会に参加するメンバーだけなのか、コーチは含めるのか、マネージャーはどうするかなど、線引きが難しい。また、町としてルールを決めたとしても、事業者の皆様にそれを徹底していただくということを考えると、現実的には難しいと考えている。町としても、合宿の誘致は重要であると考えているため、宿泊税の活用先として、誘致をしやすくするような施策を検討できればと思う。具体的な施策としては次年度以降の計画を立てる際に盛り込むことになる。

→ (委員) 合宿施設は個人で持っている事業者もいるので、町営の施設以外の改修にも補助を出すこと等も検討いただきたい。

(委員) 免税点を設けないということであるが、民泊のお客様からも宿泊税を取るための判断なのか。他の自治体では、宿泊料が 5,000 円以下の場合は徴収しないというところもある。

→ (観光課) 民泊かどうかというくくりでは考えていない。資料にもある通り、税の公平性の観点から、免税点は設けない方が妥当であると考えている。徴収にあたっては公平に行い、施設改修等の補助で還元すること等を検討している。

→ (梅川委員長) たしかに 5,000 円以下を免税にしている自治体もあるが、事業者の皆様にとっても、免税点を設けるメリットよりデメリットの方が大きいということで、設けない自治体の方が多いのが現状かと思う。

(委員) 特別奨励金が出たとしても、キャッシュレス決済の手数料で持ち出しが必要となる問題についてはどのように考えているのか。また、システム改修費に対する補助であるが、

物価高騰でシステム改修も値上がりしており、実際にどれくらいの費用が発生するかは未知数の状態である。システム改修のコストは、事業者の規模に関わらず一定程度発生するので、体力のない事業者にとっては 2 分の 1 の補助では厳しいのではないか。宿泊税を取ると決めたのであれば、そのための環境整備への支援は十分にしてほしい。

- (梅川委員長) クレジットカード決済の手数料と報奨金については、全国的にも同じ問題は発生しているが、その上で他の地域では導入が進んでいる。本来クレジットカード決済の手数料というのは、クレジットカードの利用による消費促進の効果に対する費用であるので、奨励金とは切り離して考えることかと思う。
- (観光課) 導入後 5 年間は 3.5% という案であるが、これは全国的に見ても高い水準である。また、上限額を設けている自治体もある中で、当町では上限額を設けないことを考えている。システム改修の補助については、先行自治体を参考にして提案している。先行自治体の事例を聞くと、大手の事業者では、既存のシステムで宿泊税に対応できるケースが多く、実際には補助金の利用率はあまり高くないとのことである。
- (渡辺副町長) 総務省との協議においても、奨励金があまり高いと指摘を受けるのではないか。
- (観光課) 本来、税金の徴収に対して奨励金を支払うということが例外的な措置である。先行自治体が作り上げてきたものであるので、それに倣って現在の案をご提案している。
- (梅川委員長) 宿泊税は、地方税法の中で決まっている税金ではない法定外税のため、奨励金が認められているという背景があるが、あまり高いと指導が入るかと思う。
- (観光課) 奨励金のような直接的な補助というのはこれ以上難しいが、徴収した宿泊税の使途として、高付加価値化、ユニバーサル化など、宿泊施設をよりよくしていくための補助を検討することはできる。それにより宿泊者数が増え、宿泊税としてまた返ってくるというような好循環ができればと考えている。

(委員) 徴収に関して、適正かつ公平であるべきという原則は守ってほしい。アパートの一室を使っている民泊などへも徹底して徴収すべき。また、先ほどから施設改修等の補助を検討するということであるが、その財源が宿泊税ということか。具体的な事業計画はどうなっているのか。

- (観光課) 補助については宿泊税を財源にするということである。事業計画についてだが、既存の計画を来年度見直したいと考えている。
- (委員) 単年度ではなく、何年かに繰り越せるような計画にしてほしい。
- (観光課) コロナ禍などの予期しない事態にも対応できるよう基金化も含めて検討したい。
- (委員) 計画を作る際には、若手の事業者も議論に入れてほしい。

(委員) 当協会地区は個人経営が多く、1万円以下がほとんどである。ペンションで修学旅行を受け入れることもあるが、徴収するかしないかを判断するのにも、それなりに事務負担がかかると想定している。

→ (観光課) 修学旅行に関しては、引率者などの学校行事として来なければならぬ方は免税となる。カメラマンのような、学校行事として来ているわけではない方からは徴収していただく。負担や混乱を減らせるよう、Q&Aを用意したり、説明会を行ったりすることは考えている。

(委員) 当観光協会としては、本当に今宿泊税を導入すべきなのかという意見がある。河口湖周辺や駅周辺は外国人が多く混雑しているように見えるが、多くがバスで来た日帰り客で、宿泊するわけではない。オーバーツーリズムという言葉が独り歩きし、観光業は景気が良いと思われているが、実際には当協会地区は低迷している。将来的には、観光業を守るためにも宿泊税を導入しなければならないのは理解しているが、当観光協会としては今がその時だとは思えない。また、合宿を多く受け入れているが、教育課程上の校長が認めたものであるかの判断は、事業者が現場で混乱することのないようにしてほしい。また、外国人が経営している民泊などからの徴収も徹底してほしい。宿泊税を導入するのであれば、抜け道のある制度にならないよう、町としてきっちり判断して準備すべき。システム改修費の補助を出すということであるが、小規模の施設では補助があつても難しい。徴収する側が損をすることがないようにして欲しい。

(渡辺副町長) 町の職員の立場として、これまで様々なご意見をいただき、人的負担だけでなく、手数料などの金銭的負担があることがわかった。できるだけ事業者の皆様の負担がないようにしたいが、初めから100%の制度を作るのは難しいので、制度の見直しの際にも力を借りできればと思う。次年度以降の計画策定のための議論の際には、ご協力をよろしくお願いしたい。

(委員) 自分なりに宿泊税について調べてみた。結論から言うと、なるべく早急に徴収を始めてほしい。旅行者へのアンケートからもわかるように、宿泊税は払うものという認識が、消費者の間でも広まっているのではないか。徴収する側の負担や苦労はわかるが、旅行者アンケート結果からも200円とは言わず500円くらい徴収しても良いと思う。町には使途についての説明をしっかり行って頂き、なぜ宿泊税を徴収するのか説明を徹底してほしい。時代の流れとしては、財源を持たないよりは持った方が良い。他地区ではお客様が減ったということであるが、宿泊税を使って、なぜお客様が減ってしまったのかしっかりと分析して、お客様が戻ってくるような施策を立てていくということも宿泊税の重要な使途だと思う。県が先に始めてしまうと町の取り分が減るという話もあるので、町のためにもなるべく早急に導入すべき。また今回は異なるが、段階的定額制や定率制など宿泊料金に応じて税額が変化することの方が不平等という考え方もあり、定額制がよいと思う。導入後に見直すことも

重要で、見直しの際には問題点を拾い出し改善していくことでさらによくなっていく。

(委員) 当協会地域は年々お客様が減ってきてている。釣りのお客さんが多いが、冬は宿泊をとっていないのが現状。かつては林間学校や修学旅行の需要があったが、最近はなくなっている。今はカヌー大会の宿泊がメインであるが、大会が終わればどの施設もほぼ営業していない。カヌーのお客様は連泊が基本のため、少しでも安い方が良いのだが、その人たちに課税するというのは本当に適切なのは疑問である。

(堀内副委員長) 観光連盟の会員の皆様にはいつも感謝している。町の方でも皆さんの不安が減るように制度化していってほしい。観光連盟としては、物価の高騰によってイベントの費用が莫大になっている。せっかく受け継いできたイベントを残すためにも、宿泊税を財源として使えばと思う。また、コロナ禍で着手できていなかった新しい施策にもこれから取り組んでいきたい。ぜひ皆様にご協力いただいて、宿泊税導入に向けて進めていただきたい。観光立町推進基本計画の見直しの際には、ぜひ事業者の皆様の意見を取り入れてほしい。

(委員) 200円徴収するとして、税収はいくらになるのか。

- (観光課) 試算ではあるが、約6億円である。
- (委員) その6億を、一般社団法人である観光連盟に振り分けることもできるのか。堀内副委員長から意見があった通り、コロナ禍から、観光業は停滞しているように見える。ただ外国人が来ているだけで、町や観光連盟が何をしているのか見えてこない。我々は一般社団法人の会員なので、観光連盟の財源として宿泊税が使われるのであれば納得できる。

(委員) 委員会の意見を町長へ答申した後の流れを知りたい。

- (観光課) 答申後は、パブリックコメントを募集し、それも踏まえて条例化に進む。順調にいけば3月議会に提出し、議決を得たら条例となる。法定外目的税として、町に決める権利はあるものの、税であるため、施行の前に総務省との協議を挟むこととなる。そのため、奨励金の料率など、自治体で可決した内容でも、総務省からの指導によって変更になる可能性はある。総務省の同意後、町内での説明会等を開き、周知期間を経て、再来年度以降の施行となる。
- (委員) 施行の前に、使途に関して議論する委員会はあるのか。
- (観光課) 使途に関しては、次年度に観光立町推進基本計画の見直しを予定しているため、その際には今回と同様に委員会を開いて、事業者の皆様からのご意見をいただきたい。
- (委員) 法定外目的税ということだが、使途について我々は漠然としかイメージできない。観光関連予算といつても、例えば道路を作ったり、景観を整えたりということにも使われるのか。

- (観光課) 使途について、町としての考えは第2回委員会以降ご提案しているものであるが、事業者の皆様からの意見も取り入れていきたい。また、第2回委員会で梅川委員長からもお話をあったが、他の先行自治体では、宿泊税とセットでDMOについての議論がなされている。当町では、観光連盟がDMOにあたる組織かと思う。行政職員はどうしても数年で異動となるため、観光地として持続的に発展していくため、長期的な目線で観光地をマネジメントする組織とするための財源としても、宿泊税を使っていくのが良いと考えている。
- (梅川委員長) 次年度に、事業者の皆さんからご意見をいただきて、やりたいことを計画に盛り込み、その内容が観光連盟のやるべきことなのか、各観光協会でやるべきことなのかによって、それぞれに予算をつけていくという流れになる。

(委員) 皆さんのが言うように、コロナ禍以降、日帰りで賑わっているだけで、宿泊は減っていると感じる。外国人の客層も変わってきてている。

- (梅川委員長) そのような感覚的なことも、宿泊税を財源としてきちんとデータをとることで把握し、マーケティングにもつなげられる。

(梅川委員長) 本日いただいたご意見は最終報告書へ反映をするが、本日の町長への答申としては配布資料の案(※)で決定として良いか。

- (委員全員) 異議なし。

※税額(税率):宿泊者1人1泊あたり 定額200円

免税点 : 設けない

課税免除 : 修学旅行その他学校行事

#### 4. その他

- ・町から委員への事務連絡

#### 5. 閉会

以上